

LIBOR の公表停止を踏まえた自己資本比率規制及び TLAC 規制 に関する Q & A

以下に記載した Q & A は、「自己資本比率規制に関する Q & A」及び「TLAC 規制に関する Q & A」のうち、令和 3 年 2 月 12 日に追加した Q & A を抜粋したものです。

自己資本比率規制に関する Q & A に記載されている条文番号については、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）の条文番号となっており、TLAC 規制に関する Q & A に記載されている条文番号については、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」（平成 31 年金融庁告示第 9 号）の条文番号となっています。

【自己資本比率規制に関する Q & A】

<LIBOR の公表停止を踏まえた資本性要件の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 5 号ロ、第 7 条第 5 項第 5 号ロ、第 18 条第 4 項第 5 号ロ、第 19 条第 5 項第 5 号ロ

第 6 条-Q14 令和 3 年末以降の LIBOR の恒久的な公表停止に向けた備えを進めていく必要がありますが、金利指標として LIBOR を参照している資本調達手段についてその代替となる金利指標をあらかじめ定めていない場合、告示上の「償還（等）又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと」の要件との関係ではどのように考えればよいでしょうか。（令和 3 年 2 月 12 日追加）
--

(A)

金利指標として LIBOR を参照している資本調達手段のうち、LIBOR が恒久的に公表停止された場合に備えた代替金利指標が定められていない既存契約については、新たな契約の締結による代替金利指標への移行や、後継金利を定めたいわゆるフォールバック条項の導入などの対応が求められます。

もっとも、このような移行又はフォールバック条項の導入を実施するには契約変更の手続が必要となります。日本法を準拠法として発行されたその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当する債券（本 Q&A において「本邦劣後債」という。）の契約変更の際には会社法に基づく社債権者集会の手続きが求められるところ、対象銘柄や社債権者が多数にのぼる点をはじめとする社債権者集会の開催の実務上の負担に鑑みると、本邦劣後債に係る契約変更の手続が特に困難になる可能性が想定されます。

この点、本邦劣後債のうち、期限前償還条項が付されており、期限前償還日の翌日以降に LIBOR に連動する金利指標が定められているため LIBOR の恒久的な公表停止により当該金利指標の算出が不可能となるおそれがあるものについて、当該債券の発行者が社債権者集会を開催しないことにより契約変更が行われない場合には、銀行告示第 6 条第 4 項第 5 号ロ等に定める「償還（等）又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと」（本 Q&A において「償還インセンティブに関する資本性要件」という。）を充足しない可能性があると考えられます。

このような状況に鑑み、本邦劣後債であって期限前償還日の翌日以降に LIBOR に連動する金利指標を定める資本調達手段については、代替金利指標への移行に関する本邦での議論の状況に照らし、令和元年 12 月 31 日以前に発行されたものであって、期限前償還日が令和 3 年 12 月 31 日から起算して 10 年を経過する日以前に到来する場合に限り、当該期限前償還日までは、償還インセンティブに関する資本性要件を充足するものと取り扱って差し支えないこととします。

ただし、当該取扱いの適用を受ける発行者は、適用対象の資本調達手段の期限前償還日の少なくとも一年前までに、償還等の際の金融庁長官の確認（第 6 条第 4 項第 5 号イ等）の手続きに準じ、自己資本の充実についてあらかじめ金融庁長官の確認を受けることが求められます。なお、本 Q&A の公表日において既に償還予定日まで一年未満となった資本調達手段については、できる限り速やかに確認の手続きをとることが求められます。

本 Q&A は、健全性規制の観点から償還インセンティブに関する資本性要件の取扱いについて例外的な取扱いを明らかにしたものであり、現に LIBOR を参照する金利指標が適用されている等、速やかに代替金利指標を定める必要性が高いと考えられる場合には、社債権者集会の開催を含め適切な対応が求められる点に留意が必要です。

【TLAC 規制に関する Q & A】

<LIBOR の公表停止を踏まえた TLAC 適格要件の取扱い>

【関連条項】第 4 条第 3 項第 6 号～第 8 号、第 7 条第 3 項第 7 号～第 9 号

第 4 条-Q9 金利指標として LIBOR を参照しているその他外部 TLAC 調達手段又はその他内部 TLAC 調達手段について、LIBOR の代替となる金利指標を定めるために契約が変更された場合、告示上の各適格要件との関係ではどのように考えればよいでしょうか。（令和 3 年 2 月 12 日追加）

(A)

金利指標として LIBOR を参照しているその他外部（内部）TLAC 調達手段について、LIBOR の代替となる金利指標を定めるために契約変更がされた場合、当該契約変更のみをもつ

て、償還期限までの期間（第4条第3項第6号及び第7条第3項第7号）、保有者の請求権行使による償還可能日（第4条第3項第7号及び第7条第3項第8号）、償還可能日（第4条第3項第8号柱書及び第7条第3項第9号柱書）、及び償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為（第4条第3項第8号ロ及び第7条第3項第9号ロ）に係る各要件の充足状況を再評価することを要するものではありません。

なお、強制的な金利指標の置き換え等、当事者間の合意による契約変更と同等の効果を生じさせる立法上の措置が講じられた結果、TLAC 調達手段が参照する金利指標に関して契約が変更されたものとみなされる場合も同様です。